茨 選 第 51 号
令和８年４月 28 日

各市町村選挙管理委員会書記長　殿

茨城県選挙管理委員会書記長

投票用紙の書き方の周知について

このことについて、有権者の方々の投票の意思が、選挙結果に反映されるためには、有権者の方々に「投票用紙の正しい書き方」をご理解いただくことが重要であることから、当委員会では、市町村選挙管理委員会とも連携しながら、投票所内の注意書きや選挙出前講座等を通じて、「投票用紙の書き方」について周知を図ってまいりました。

この度、さらに「氏名以外を記載すると無効となる可能性があること」など、具体例をあげて詳しく周知を図っていくため、別添のチラシ及びスライドを作成いたしました。

各市町村選挙管理委員会におかれましては、こうした取組の趣旨にご理解賜りますとともに、別添チラシやスライドをご活用の上「正しい投票用紙の書き方」を周知いただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ】
茨城県選挙管理委員会
ＴＥＬ　029-301-2462
メール　senkyo@pref.ibaraki.lg.jp